

宍粟市立河東小学校いじめ防止基本方針

【令和元年度6月改訂】

1 学校の方針

本校は、「自ら学ぶ力と豊かな心をはぐくむ教育の創造」を学校経営の基本方針として、「基礎・基本の確実な定着、活用する力を伸ばす教育を進める経営」はもとより、人間尊重の精神に基づく経営を行い、「自他の命・人権を大切にし、共に生きる心をはぐくむ教育の推進」、「一人孤独な児童をつくらず、集団の中で豊かな人間関係をつくる」ことを実践している。そのために、すべての児童が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に意欲的に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針を定める。

2 基本的な考え方

本校は、家庭・地域との連携のもと、特色ある教育活動を数多く取り入れ、安心・安全で信頼される学校づくりを進めている。地域内には三世帯同居家庭が多く、児童一人一人を「大切な河東の子ども」として温かく見守り育てていこうという強い意識が、児童の健全育成の大きな力となっている。校区内には、住民の自主活動による登下校の見守り活動の取組が続けられ、児童の健全育成に大きな役割を果たしている。

いじめについては、家庭・地域の厚い支援を背景に、平素より児童一人一人の学校生活や家庭生活の状況を的確に把握し、児童の実態に即した指導に努めている。さらに、教職員が一体となり、児童と共に学校内に人権文化にあふれる土壌を培い、いじめを許さない学校づくりを推進するため、以下の体制を構築して取り組む必要がある。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～「いじめ防止対策推進法」第2条（定義）より～

いじめの基本認識

- ①「いじめはどこでも起こりうる問題である」ことを念頭に、日頃から子どもが発するサインを見逃さず、問題意識を持ち早期発見に努める。
- ②「いじめは絶対に許されない行為である」ということを、きちんと子どもに伝えるとともに、命や人権に関わる問題として受け止め、最後まで指導する。
- ③「いじめられたとき、いじめを見たときの対応のしかたを教えておく」
 - ・一人で悩まず、友達や教師、保護者、相談機関に相談。
 - ・いじめを見たときや知ったときは、知らないふりをしないこと。
 - ・いじめられている友達を見たときは、勇気をもって止めに入ること。
 - ・いじめを止めることができないときは、友達や話しやすい教職員、大人に相談すること。
- ④「いじめられた子どもの気持ちを重視し、親身になって指導を行うこと。
- ⑤「子どもたちの人間関係を先入観でとらえず、的確ないじめの実態把握に努め、根気強く継続的に対応する。
- ⑥「周囲と連携して対応にあたる」
 - ・全教職員で組織的に対応
 - ・家庭や関係機関との連携

3 いじめ防止等の指導體制

(1) 日常の指導體制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の職員による、「校内いじめ問題対策委員会」を最大限に機能させる。

○生活指導部会

- ・毎月第1水曜日に開催
- ・問題行動等の現状について情報交換を行い、対応について共通理解を図る。
(いじめと思われる事象を把握した際は「いじめ問題対策委員会」へつなぐ)

○いじめ問題対策委員会

- ・定例会：6月、11月、2月に開催
- ・いじめ事案への対応について協議 … 対応チームの役割分担を確認

(2) 教育相談体制について

○スクールカウンセラーの活用

- ・毎月1回～2回

○悩み相談（電話対応）の周知

(3) 研修会・学習会について

○児童生徒、PTA合同学習会の実施

- ・10月開催（オープンスクール時に開催）

4 いじめの未然防止

「教育活動全体を通して命や人権を大切にできる心と態度を育てる」ことを基本とする。

(1) 学級づくり

○終わりの会における友だちのいいところを紹介等の設定

- ・毎日（終会時）設定
- ・互いに評価し合う活動を通して相互理解を深める
- ・低学年は、毎日保護者との連絡帳とのやりとり

(2) 授業や道徳等での実践

○思いやりや感謝の心を育む

○社会生活上の決まりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにする

○児童同士関わり合えるような授業を構成する

(3) 職員会議で「河東っ子を語る会」設置

○職員朝会で周知後、全職員が対象児童に声かけする

○保健室来室児童の精神や身体の様子を観察した養護教諭との連携

(4) ネットトラブル対策

○PTA主催、ネットトラブルに関する講演会の開催（児童にも聞かせるなどの工夫）

○道徳や学級指導において、情報モラルに触れ、被害者にも加害者にもならないようにする。

(5) 長期欠席児童に対する対応

○定期的に複数職員による家庭訪問等を行い、児童の様子の確認に努める。

5 いじめの早期発見・早期対応

「児童生徒の小さな変化を敏感に察知し見逃さない体制づくり」や「実態把握に努める」ことを基本とし、以下の取組を行う。

(1) コミュニケーションの充実を図る取組（児童、保護者、地域住民と）

- 生活ノート・日記・作文等から児童生徒の思いを把握
- 様々な機会をとらえて、保護者・地域住民から情報収集
- 必要に応じて関係機関との連携を進める

(2) いじめアンケート調査

○6月、11月、2月にアンケート調査を実施

6 いじめが起きた場合の対応

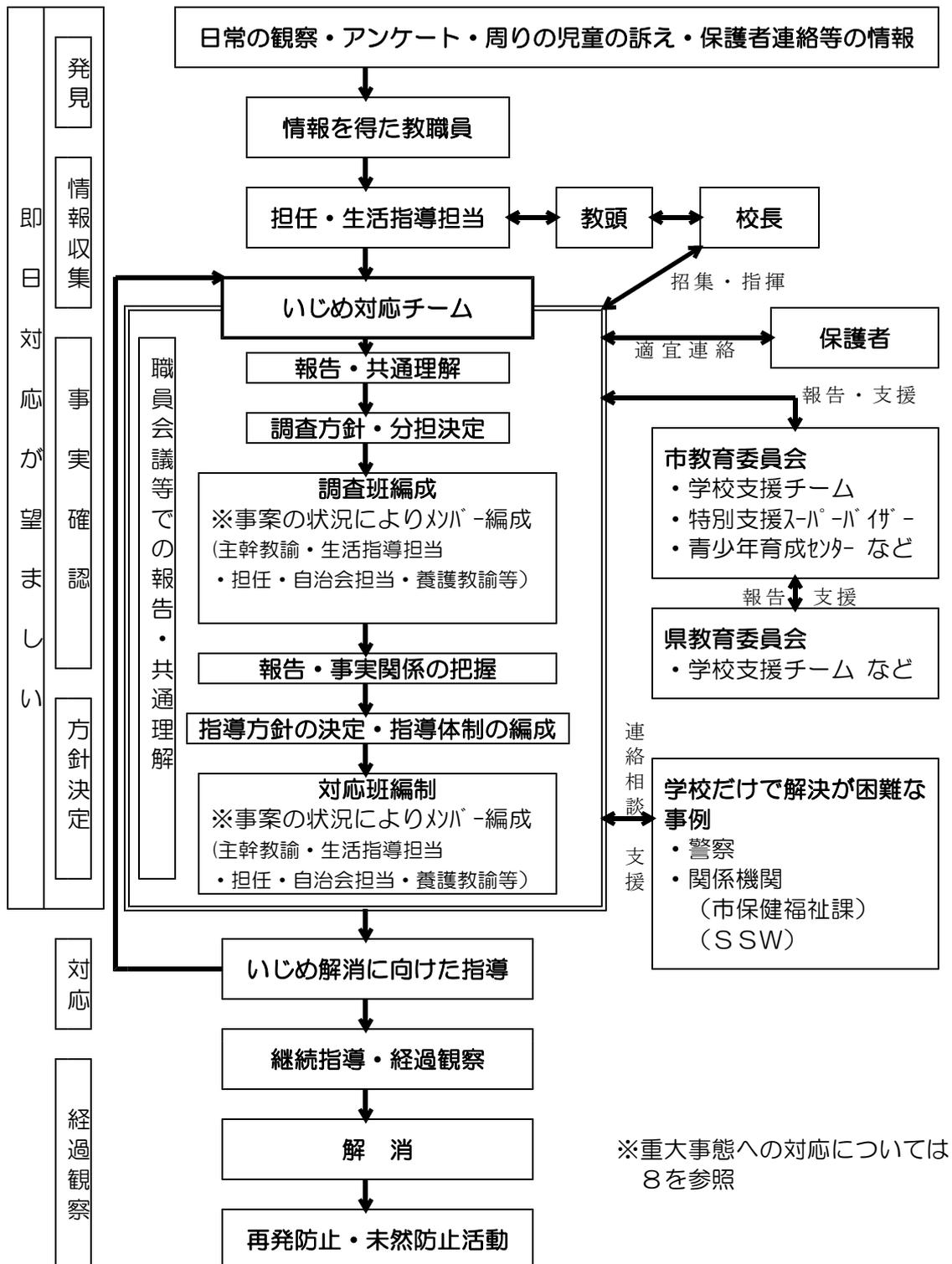
(1) いじめ事案への初期対応

- 校長のリーダーシップによる「校内いじめ問題対策委員会」での対応協議
 - ・いじめられた児童生徒への支援を最優先に対応を協議
 - ・複数による対応チームの編成による組織対応（役割の分担と確認）

(2) いじめの解消に向けた根気強く継続的な対応

- 学校や地域、教育委員会、関係機関（専門家等）と連携した対応

(3) 組織的対応の流れ



8 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項より

- ア) 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- イ) 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、
迅速に調査に着手)

(2) 重大事態の取り扱いについて

重大事態の取り扱いについて、以下の事項を徹底する。

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- ・被害児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

(3) 重大事態への対応

ア) 調査の主体の判断

学校の設置者である市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断する。調査の主体は学校か学校の設置者であり、特に次の場合は設置者自らが調査を行う。

- ・従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事案への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合。
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

イ) 重大事態対応の流れ

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）
 - ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
 - イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ※「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき」

市教育委員会が、重大事態の調査主体を判断

学校が調査主体の場合

市教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

重大事態の調査組織を設置

- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ※第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなども検討する。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供（適時・適切な方法で、経過報告があるように）
- ※関係者の個人情報に十分配慮する。ただしいたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることはあってはならない。
- ※得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

調査結果を市教委に報告（市教委から市長等に報告）

- ※いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合

市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力